

地震一口メモ No. 147

地震・津波・火山の「特別警報」

気象庁は、2013年8月30日から「特別警報」の運用を開始しています。「特別警報」と聞くと、大雨のような気象現象をイメージする方も多いと思いますが、先に紹介したように、地震・津波・火山の分野も「特別警報」に該当する現象があります。たとえば、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波は、現在なら「特別警報」の対象となる現象です。

なお、地震・津波・火山の「特別警報」については、「特別警報」という表現を用いず、従来どおりの名称を用いて発表を行います。例えば、地震の場合、震度6弱以上を予想した緊急地震速報を「特別警報」に位置づけていますが（表）が、緊急地震速報（警報）ととるべき行動は変わりません。周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保してください。

表 地震・津波・火山の分野の特別警報の位置づけ

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

「特別警報」の運用開始から2017年8月1日現在まで、津波の「特別警報」、つまり「大津波警報」は発表していません。火山噴火については2015年の口永良部島（噴火警戒レベル5）と同年の桜島（同レベル4）について2例あり、地震（地震動）については48例の緊急地震速報（警報）の発表があったうち「特別警報」に位置づけられたものが10例あります。

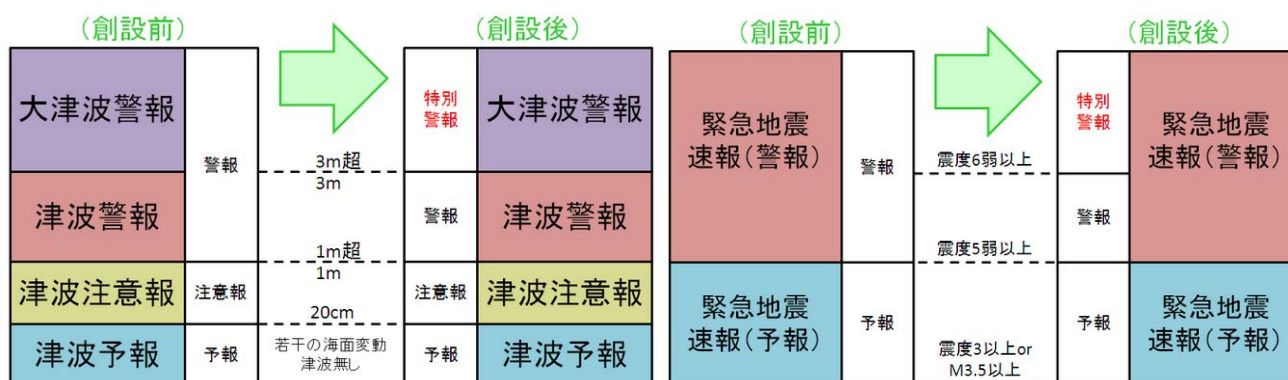


図 津波（左図）と地震（地震動）（右図）の警報体系

注）法律上厳密に言うくと、特別警報は警報の一部であり、警報（および注意報）は予報の一部であるが、体系の対比が容易になるよう、図を単純化している